

4. 医療について

4-① 重度心身障害者医療費助成

所得制限基準額について、令和8年8月より変更となりました。

所得制限		
所得制限限度額		
扶養親族の数	所得制限基準額※	(参考)給与収入換算
0人	3,758,000円	5,372,000円
1人	4,138,000円	5,848,000円
2人	4,518,000円	6,324,000円
3人	4,898,000円	6,776,000円